

インターネット上の海賊版対策のための令和2年著作権法改正



須川賢洋 | 新潟大学

令和2年の著作権法改正

改正された著作権法が今年（2020年）の1月から施行されている。正確には前年の6月に成立^{☆1}・公布された法令のうち、一部は2020年10月から施行されており、この1月から残りの改正法の大部分が施行されたものである。

この改正の最も大きな目的は、一言で言えば、海賊版コンテンツ対策である。特にかつての「漫画村」などに代表されたコミック誌などをインターネット上へ違法に掲載するサイトへの対策を念頭に置いたものになる。とはいうものの、サイトの運営側だけを規制しているわけではなく利用者側への規制、つまり著作権侵害の範囲の拡大も行っていることが特徴である。少し経緯に詳しい人であれば、このような海賊版サイトの対策としてユーザー側の利便性を狭めるやり方での規制が果たして適当なのかどうかを激しく議論されたこともご存じであろう。

さて、最近の法案では改正時にその詳細な解説が法律を管轄する各省庁のWebページに掲載されており、今回の著作権改正も例外ではない。詳細が文化庁の『令和2年通常国会 著作権法改正について』

より閲覧できる^{☆2}。本稿でもこの情報を基に解説していきたい。

さらに一般消費者やユーザーに影響が大きい法律では疑問点を分かりやすくまとめたQ&A集が合わせて用意されることも多い。本改正においても同Webページ内に『侵害コンテンツのダウンロード違法化に関するQ&A(基本的な考え方)』というコンテンツが用意されており、適宜追加更新されていく予定である。難解な文章を避けたい人はこちらから先にまず目を通すとよいであろう。このQ&Aは教育用教材としてもお勧めである。

インターネット上の海賊版対策の強化のための法改正

リーチサイト対策（2020年10月施行）

今回の海賊版対策の強化は主に2つの施策からなる。

1点目が、侵害コンテンツへのリンク誘導や利用のために用いられるサイト、いわゆる「リーチサイト」への規制である。こちらは2020年の10月からすでに施行されている部分で、リーチサイトの運営行為／リーチアプリの提供行為やリンク提供行為

^{☆1} ちなみに、同日（6月5日）には個人情報保護法の改正案も可決されており、情報処理に関連のある法律が2つ同時に改正されたことになる。

^{☆2} 文化庁ホーム > 政策について > 著作権 > 最近の法改正等について > 令和2年通常国会 著作権法改正について、https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/r02_hokaisei/

を規制している。そしてこれらの行為には、親告罪ではあるが刑事罰が科されるものになっている。具体的には著作権法 113 条の「侵害とみなす行為」を大幅に追記し、ここにリーチサイトやリーチプログラム・アプリに関する詳細な定義や規定を記載するという手段を執っている。侵害とみなす行為であるから、リーチ情報やリーチプログラムを提供することはたとえ直接に著作権を侵害したわけでもなく著作権を侵害^{☆3}することと同等にみなすという論法になる。

非常に長く難解な文章であるが、URL を『送信元識別符号』とし、たとえその一部が記号や伏せ字に置き換えられていても『送信元識別符号以外の符号その他の情報であつてその提供が送信元識別符号の提供と同一若しくは類似の効果を有するもの』としてその対象範囲に含めている。そして『侵害物利用容易化』のためのウェブサイト情報やプログラムの提供が侵害とみなす行為になる。さらに『公衆を侵害著作物等に殊更に誘導するものであると認められるウェブサイト等、プログラム』、『主として公衆による侵害著作物等の利用のために用いられるものであると認められるウェブサイト等、プログラム』をリーチサイト、リーチアプリと定義している。

量刑であるが、リンク提供者には最大で3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金またはこれの併科、サイト運営者には最大5年以下の懲役もしくは500万円以下の罰金またはこれの併科となる。

ちなみに今まで著作権法の中では「ウェブサイト」という言葉は使われたことがなくこの単語が直接記載されたことは非常に興味深い。さらに特筆すべき事としては、プラットフォームは規制対象外であることが法案の改正過程で明文化されたことも挙げられるであろう。

^{☆3} 著作権侵害行為とは、著作物を無断で複製したり、公衆送信する（ネットに流す）行為そのものを指す言葉であり、ただ侵害物の在処を示すだけでは通常は著作権侵害ということではできない。そこでたとえ直接の著作権侵害ではなくても同様に著しい弊害がある場合を侵害とみなす行為として著作権侵害と同様に扱うということにしていく。

侵害コンテンツのダウンロード違法化 (2021年1月施行)

2点目が、「侵害コンテンツのダウンロード違法化」である。こちらの部分がこの1月から施行された個所となる。

このダウンロード違法化については、過去の経緯から順を追って見ておかないと誤解を招くことになるので注意が必要であろう。

著作権侵害コンテンツのダウンロードが違法となったのは、実は今回が初めてなわけではない。2009年（平成21年）の法改正時には、音楽や動画、つまり著作権用語でいうところの録音・録画著作物のダウンロードに対してすでに違法である旨が定められており、この時点で「ダウンロード違法化」という言葉がすでに使われていた。2012年（平成24年）の改正ではさらにこれに刑罰が伴うようになった。俗にいう「ダウンロード刑罰化」である。この際、犯罪となる範囲を広くしないように「有償著作物」に限りダウンロードに関しては刑事罰が科された。ただしこのときの改正は議員立法によりかなり性急に行われており、それが今日の混乱の一因にもなったわけである。そこで（繰り返すが事の経緯はさておき）、今期改正では、この侵害コンテンツのダウンロードに関しては録音・録画されたものに限定せず、すべての著作物を対象範囲として広げることになったのである。一方で、これを違法とする法理は、先のリーチサイト規制のように侵害のみなし行為とするやり方とは異なり、第30条を改正（正確には4項を新設）することにより「私的使用のための複製」の権利制限の範囲を狭める方法によって行われている。どういうことかと言うと、よく巷で「個人的に使うコピーだからOKだ」という会話がなされるように、個人が家庭内やそれに準じることとなる範囲で複製を行う場合は著作権者の権利行使が及ばないようにしている。これを「権利制限規定^{☆4}」と呼ぶのであるが、そのまま解釈すれば著作

^{☆4} 著作権者の持つ権利を制限するという意味。著作権法の保護対象は（Right's holder）はあくまで創作者側であることに留意すべき。

権侵害物の自己所有のストレージへの複製も私的利用のうちであれば問題ないということになってしまふ。そこでダウンロードしたものが著作権侵害物である場合は、たとえ私的使用目的の複製の範囲内であっても著作権者の権利行使が及ぶ領域に戻ってしまうという法改正を行ったのである。それはつまるところ一般ユーザの利便性を削ぎ、強いては著作物の円滑な流通に不都合が生じる恐れがあるということが、立案時に論争を引き起こした理由である。

そこで、今回の改正では少し特異なやり方で条文の改正を行っている。通常であればすでに規定している録音・録画著作物の違法ダウンロードに関する規定（これは第3項にある）から「録音又は録画」という文言を取り去ってしまえばすべての著作物を内包することになるので、それで済む話となる。しかし今回は、これではあまりにも著作権侵害となる可能性が多くなってしまふということで、音楽や動画以外の場合には、『軽微なものを除く』という条件を附した第4項を新設するという手順で行っている。ちなみにこの軽微なものを除いた複製（ダウンロード）を『特定侵害複製』と定義している。

これにより、漫画・書籍・論文・コンピュータプログラムもその対象範囲に含まれるようにできる。これだけ広範囲のものを含むことになるがために、創作活動や研究活動への影響（萎縮効果）も憂慮され、その改正を巡って議論が起きたわけである。それ故、修正法案で軽微なものやパロディのダウンロードは規制対象外とし、刑事罰の適用についても継続・反復して行うよう悪質な行為に限定するものとされ、法案の可決に至った。

では、どのような場合を「軽微な場合」と呼ぶのか。前述の解説資料には

- 数十ページで構成される漫画の1コマ～数コマのダウンロード
- 長文で構成される論文や新聞記事などの1行～数行のダウンロード
- 数百ページで構成される小説の1ページ～数ペー

ジのダウンロード

- サムネイル画像のダウンロード
- が例として挙げられている。

量刑に関しては、最大で2年以下の懲役もしくは200万円以下の罰金またはこれの併科と、音楽・映像のみのときと変わらない。詳細な区分けに関しては文化庁の上記サイト内にある各種資料を参照していただきたい。

その他の改正点

今期の改正では、ほかに

- 著作物の円滑な利用を図るための措置
写り込みに係る権利制限規定の対象範囲の拡大
行政手続に係る権利制限規定の整備（地理的表示法・種苗法関係を含む）
著作物を利用する権利に関する対抗制度の導入
- 著作権の適切な保護を図るための措置
著作権侵害訴訟における証拠収集手続の強化
アクセスコントロールに関する保護の強化
- プログラムの著作物に係る登録制度の整備（プログラム登録特例法を含む）

に関する改正が行われているがこれらに関する詳細は割愛する。同じく文化庁の解説資料を参照していただきたい。

私見

さて、法律が制定されてしまった以上、その経緯についてはどうこう言っても始まらないであろう。海賊版サイト自体は取り締まらなければならないものであることも間違いはない。大切なことは今回の改正で済ましてしまうのか、より良い規制方法を目指して今後のさらなる制度改正を模索するかどうかということである。漫画村の問題が顕著になったときに議論されたように、海賊版掲載サイト収入源となる広告バナーの規制についても今一度考えてみるべきであろう。技術の進歩が速いサイバー空間で

は、法律が実体と合わなくなることも多々起こり得る。たとえば、今回のダウンロード違法化においてもコンピュータプログラムもその対象に加えられたが、オンライン・アクティベーションやサブスクリプション方式が普及した現在では、プログラムやアプリの海賊版対策として今回の法改正がどの程度有効かは再度検討する必要があると思われる。事実、今回のコミック誌の海賊版問題に関しても、YouTubeのようなストリーミング型には対応できないという問題が残る^{☆5}。さらに今後、紙コンテンツから電子書籍やオンライン書店への移行や電子透かし等のDRM (Digital Rights Management) の発展次第ではどのような変化するのか予想しがたいところもある。場合によっては、今回の法改正も短期間で時代遅れになる可能性は十分ある。

著作権法が情報処理と直接関係を持つようになったのは、1985年(昭和60年)に「プログラムの著作物」の概念が取り入れられたときである。以来

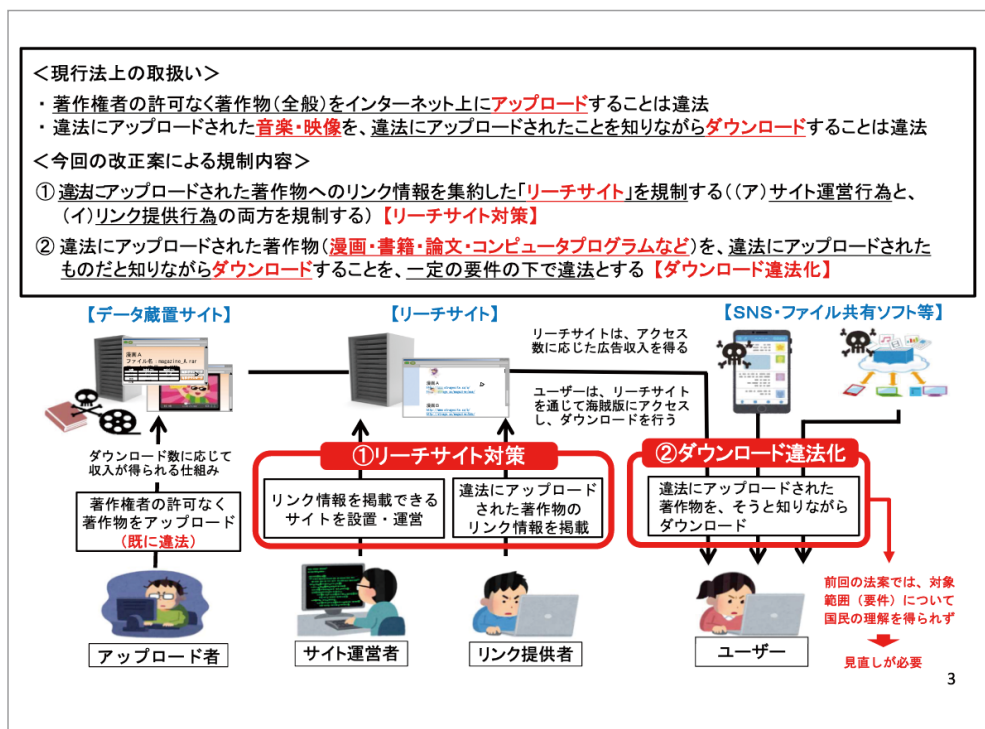
☆5 この問題については、前述のQ&Aにも婉曲な表現で解説がなされている。

35年以上に渡って新しい技術が登場するたびに新たなものが追加される形での改正が頻繁に行われてきた。一時はパッチワークと揶揄されていたのであるが、パッチワークをすべての綻んだ個所に施した結果、非常に頑丈な補強がなされた。しかしながら、その補修も重ね縫いしたパッチが多くなりすぎると実に着心地・使い勝手の悪いものになってしまう。海賊版コンテンツ対策に関しても、そのときそのときの技術や使われ方の実状に合わせて、条文の新設・廃止を合わせた機動的な対処が必要であると思われる。そしてさらにその根拠法を著作権法だけに限定せずさまざまな経済法や知財関連法などを組み合わせた対策が必要であると言えよう。

(2020年12月13日受付)

■須川賢洋 (正会員) masahiro@jura.niigata-u.ac.jp

新潟大学法学部助教。専攻：情報法。研究テーマ：デジタル知的財産、サイバー犯罪、情報セキュリティ制度など。本会「電子化知的財産と社会基盤研究会 (EIP)」幹事。



■図-1 「インターネット上の海賊版対策の強化について」のイメージ図
文化庁 Web 令和2年通常国会著作権法改正について『著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律(説明資料)』
https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/r02_hokaisei/pdf/92359601_02.pdf
3ページより。なお、図中の「現行法上の扱い」の現行法とは改正前の著作権法である。